

インテリアプランナー資格制度の主な変更点

● インテリアプランナー試験 ●

- ◆ インテリアプランナー試験（以下 [IP 試験] という。）は、学科試験と設計製図試験から構成し、原則として、学科試験を合格した者が設計製図試験を受けることができます。ただし、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士（一級・二級・木造建築士）は、学科試験が免除されます。また、受験資格の年齢制限はなくなり、学科試験はどなたでも受験できるようになります。
- ◆ IP 試験の学科試験を合格した者は、登録することにより「アソシエイト・インテリアプランナー」（准インテリアプランナー）の称号が付与されます。
- ◆ 設計製図試験を合格し、実務経験等の登録要件を満たす者は、登録することにより「インテリアプランナー」の称号が付与されます。
- ◆ 学科試験の出題数が 30 問から 50 問に変わります（試験時間は 2 時間 30 分）。
- ◆ 設計製図試験の出題内容は、従来のものと大きくは変わりませんが多少新たな内容を付加したものと なります（試験時間は 6 時間で変わりません）。
- ◆ 受験申込書の受付及び試験日程は、これまでと変わりますので注意してください。
- ◆ 資格制度、試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題及び解答例・解説等を掲載した「インテリアプランナーガイドブック」を作製・頒布（有料）し、受験しようとする者が学習しやすい環境を整備 しますので、ご活用ください。
- ◆ 受験手数料は、学科試験 9,000 円、設計製図試験 15,000 円、学科試験 + 設計製図試験 24,000 円（い ずれも + 消費税）と引き下げます。

● インテリアプランナーの登録、更新講習・更新の登録 ●

- ◆ 原則として、IP 試験に合格した日から 5 年以内に新規の登録をしなければ称号が付与されません。た だし、所定の講習を受けることにより遅延登録が認められます。
- ◆ 登録要件の実務経験年数が、「0 年又は所定の 2 年～ 6 年」から「0 年又は一律 2 年」に短縮されます。
- ◆ インテリアプランナーの更新講習・更新の登録は、基本的には従来と変わりません。
- ◆ 登録が抹消された場合であっても、所定の講習を受けて、所定の要件を満たすことにより再登録がで きるようになります。
- ◆ 手数料は、新規登録 10,000 円、更新講習 + 更新の登録 20,000 円、再登録 20,000 円（いずれ も + 消費税）と引き下げます。

● アソシエイト・インテリアプランナーの登録、更新講習・更新の登録 ●

- ◆ IP 試験の学科試験を合格した日から 5 年以内に登録すれば、新たに称号が付与されます。
- ◆ 登録日から 5 年を経過した日の属する年の 9 月 30 日までに更新講習を修了し、更新の登録を受けな ければなりません。
- ◆ 合格した日から 5 年を過ぎた場合の、遅延登録及び再登録制度はありません。
- ◆ 手数料は、新規登録 2,000 円、更新講習 + 更新の登録 9,000 円（いずれも + 消費税）です。